

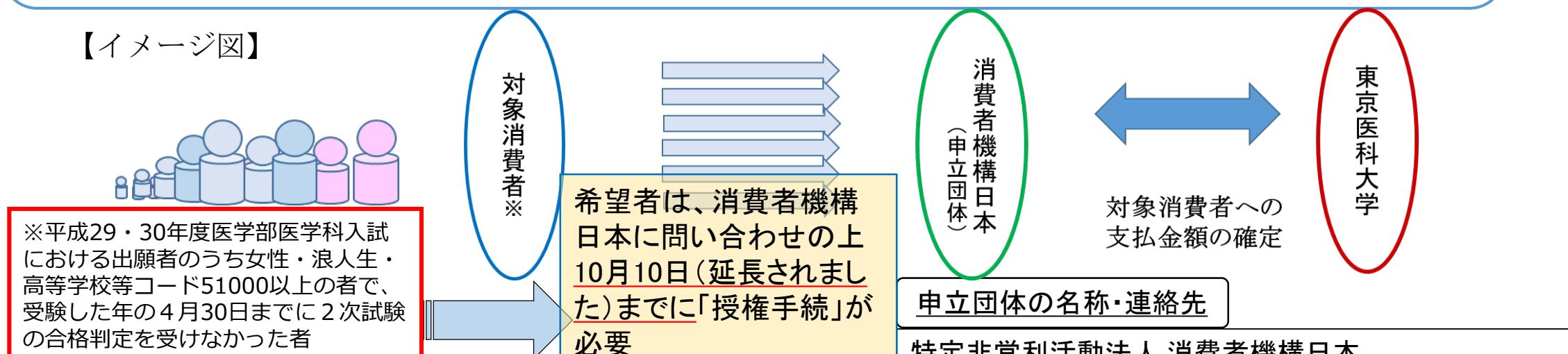
東京医科大学訴訟 簡易確定手続の開始決定について

特定適格消費者団体である消費者機構日本と東京医科大学を設置する学校法人東京医科大学との間において共通義務確認訴訟における請求認容判決が確定したため、同団体が簡易確定手続開始の申立てを行ったところ、令和2年7月10日、簡易確定手続の開始決定がありました。

ポイント

- 平成28年10月に施行された新しい訴訟制度（二段階型）における二段階目の手続
- 共通義務確認訴訟（一段階目の手続）において、対象消費者に対する損害賠償義務が確定済み
- 対象消費者が入学検定料等の支払を求めて本手続への参加を希望する場合、**申立団体が定める期日までに所定の手続が必要**

【イメージ図】



- 手続に参加する時点では、金銭を支払う必要はありません。
- 「消費者機構日本」以外は本手続を行うことはできません。
- 「消費者機構日本」以外で、手続を行うと称する不審な者にはご注意ください。